

制定 平成 18 年 10 月 18 日

改定 平成 19 年 11 月 01 日

ホームページの管理・運用に関するガイドライン

1. 目的

建築研究開発コンソーシアム（以下「本会」という）では、平成 14 年 7 月の設立時からホームページをインターネット上 (<http://www.conso.jp/index.html>) に開設し今日に至っている。会員相互間の活発なコミュニケーションや異業種間の技術的な交流を促進すること、また、一般の建築・住宅等の関係者にも広く効果的に本会の活動内容や魅力をアピールすることを目的に、本会はホームページを効果的に活用して会員内外に技術的に有益な情報を定期的に発信する必要がある。また、情報の内容については、本会の活動にふさわしいものとし、適切さ、情報の正確さ及び新しさに留意する。

本ガイドラインは、上記の目的を達成するためホームページを適正かつ円滑に管理・運用するに当たり、必要な事項を定めたものである。

2. 定義

本ガイドラインで用いる用語の定義は、以下に定めるものとする。

1) コンテンツ

本会のホームページ上で情報提供する内容を構成するテキスト文書及び図画等の総称をいう。

2) サーバシステム

インターネットに接続され、本会のホームページのコンテンツや情報の発信に必要なプログラム等を格納している電子計算組織をいう。

3) ホームページ検討プロジェクトチーム

ホームページの運用に係る短期的な課題又は新規コンテンツを開発する必要性が生じた際に機動的に対応するため、技術情報委員会が組織する少人数による活動期間を定めたチームをいう。

3. ホームページの構成

本ガイドラインで適用するホームページ上のコンテンツは、以下の通りとする。

1) 研究開発情報

- ・ 共同研究開発

- ・研究会
- ・テクニカルフォーラム
- ・受託等研究開発
- ・コンタクトポイント
- 2) データベース
 - ・試験研究施設データベース
 - ・研究者・技術者データベース
 - ・研究成果・知的財産権データベース
 - ・データベースへの掲載について
- 3) コミュニケーション
 - ・会員へのリンク
 - ・使えるリンク集
 - ・電子フォーラム
- 4) イベント案内
- 5) 会員イベント情報
- 6) コンソーシアム概要
- 7) 委員会情報
- 8) CONSO ニュース
- 9) 過去のニュース
- 10) 当サイトについて
- 11) お問い合わせ
- 12) 更新履歴
- 13) サイトマップ
- 14) テクノショールーム
 - ・会員の保有技術
 - ・常設展示
 - ・企画展示

4. 審議部門

- 1) ホームページの管理及び運用全般に係る基本方針及び必要事項は、技術情報委員会において審議及び決定を行うものとする。
- 2) 技術情報委員会は、運用に係る短期的な課題又は新規コンテンツを開設する必要性が生じた際に、ホームページ検討プロジェクトチームを組織して審議を行うことができる。

5. 管理・運用の主体

ホームページの管理・運用の主体は、以下に定めるものとする。

- 1) サーバーシステムの管理は、本会事務局が行うものとする。
- 3) 第3条に掲げる各々のコンテンツの運用は、コンテンツの種類に応じて、以下の部門が主体的に行うものとする。
 - ① 第3条1)に掲げるコンテンツ 運営委員会、業務企画委員会及び研究開発推進委員会並びに本会事務局
 - ② 第3条2)に掲げるコンテンツ 技術情報委員会及び本会事務局
 - ③ 第3条3)に掲げるコンテンツ 技術情報委員会及び本会事務局
 - ④ 第3条4)から13)に掲げるコンテンツ 本会事務局
 - ⑤ 第3条14)に掲げるコンテンツ 技術情報委員会、業務企画委員会及び研究開発推進委員会並びに本会事務局

6. 管理・運用の範囲

本ガイドラインで適用する管理・運用の範囲は、以下の通りとする。また、第11条1)に掲げる規程等に別に運用に関する定めのある場合は、当該規程等によるものとする。

- 1) サーバーシステムの管理に関すること。
- 2) 第3条に掲げるコンテンツの更新に関すること。
- 3) コンテンツの開設又は削除に関すること。
- 4) コンテンツの概要及びURLのメールマガジンへの掲載に関すること。
- 5) 上記1)、2)、3)及び4)を行う上で必要となる関係部門との調整及び連絡に関すること。

7. 管理・運用の内容

本ガイドラインで適用する管理・運用の内容は、以下の通りとする。

1) サーバーシステムの管理

サーバーシステムの管理に関しては、ホームページを適正かつ円滑に運用するため、安全対策等の必要な措置を講じなければならない。

2) コンテンツの更新

第3条に掲げるコンテンツを新たな情報に更新する必要がある際は、すみやかに更新をしなければならない。ただし、第3条2)、3)及び5)に掲げるコンテンツの更新については、以下に定めるものとする。

- ① 第3条2)に掲げるコンテンツ 原則として2ヵ年毎に更新の可否を決定するものとする。
- ② 第3条3)に掲げるコンテンツ 原則として2ヵ年毎に更新の可否を決定するものとする。た

だし、電子フォーラムについては、この限りでない。

③ 第3条5)に掲げるコンテンツ 会員からの更新の依頼に応じて行うものとする。ただし、更新に当たっては、以下の2点を条件とする。

- ・ 当該イベントの開催趣旨が、建築・住宅分野の研究開発の活性化に資するものであること
- ・ 他の会員が当該イベントへ参加することも可能であり、かつ、技術的に有益な情報を享受することができること

④ 第3条14)に掲げるコンテンツ コンテンツの内容により適切な期間を以って本会事務局で更新の要否を判断し技術情報委員会で決定する。

また、会員企業の保有技術の新規追加や、常設展示・企画展示のテーマの新規追加は技術情報委員会の審査による。

3) コンテンツの開設・削除

新規コンテンツの開設又はコンテンツの削除に関しては、技術情報委員会において当該コンテンツの内容の審議及び開設又は削除の決定を行い、運営委員会において報告を行うものとする。

4) メールマガジンへの掲載

コンテンツの更新又は新規コンテンツの開設を行った際に、当該コンテンツの内容を会員に広く周知したい場合は、本会事務局が発行するメールマガジンに概要と URL を掲載することができる。

8. 禁止事項

以下に掲げる情報は、ホームページからの発信を禁止する。

- 1) 公序良俗、法令及び本会の諸規程に違反するもの
- 2) 本会の品位を損なうもの又は不利益となるもの
- 3) 虚偽のもの
- 4) 個人の権利及び利益を侵害するもの
- 5) 個人及び組織等を誹謗中傷するもの
- 6) 過度に営利を目的とするもの
- 7) その他、本会として情報を発信することが不適切であると判断されるもの

9. 個人情報及び知的財産権の保護

- 1) 個人情報に関わる内容の掲載については、個人情報の保護に関するガイドラインに定めるところにより行うものとする。
- 2) 知的財産権に関わる内容の掲載については、知的財産権取扱規程に定めるところにより行うものとする。

10.その他

1) 本ガイドラインの適用に関連した規程等は、以下の通りである。

- ・ 知的財産権取扱規程
- ・ 試験研究施設データベース 運用ガイドライン
- ・ 研究者・技術者データベース 運用ガイドライン
- ・ 研究成果・知的財産権データベース 運用ガイドライン
- ・ 個人情報の保護に関するガイドライン

2) 本ガイドラインの改廃については、技術情報委員会において行う。

3) 本ガイドラインに定めのない事項については、会員、本会事務局等の間で誠意をもって協議する。

11. 付則

本ガイドラインは、平成 18 年 10 月 18 日より運用を開始する。

改定：新規コンテンツ（テクノショールーム）の追加に併せ、平成 19 年 11 月 1 日付で改定。